# 第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成25年度末までに公害等調整委員会(昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会)に係属した公害紛争事件は、949件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件723件、仲裁事件1件、裁定事件216件(責任裁定事件136件、原因裁定事件80件)及び義務履行勧告事件6件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件721件、仲裁事件1件、裁定事件167件(責任裁定事件109件、原因裁定事件58件)及び義務履行勧告事件6件の計898件である(表1-2-1、付録1 (109ページ)参照)。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償 調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変 更申請を処理している(詳細については本章第1節1(3)(11ページ)参照)。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位:件)

区分	お	うっせ <i>A</i>	物に関係している。			仲裁	仲裁 裁定					务履行勧	計告	(単位:件)計					
		,,,,,,			H/10 1 1			11 494			3%.AL		436.0	7/12   J	97 []				
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
年度\ 昭和																			
45.46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	_	_	_	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成 元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4 2	7	0	0	0	6(1)	0	(-/	0	0	0	24	10	4 2	20 24
9 10	0	0	0	1 1	1	6 6	0	0	0	4(1)	15(1)	17 (2) 3 (2)	1 0	1	1 0	26 26	6 2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0		l	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	(-)		11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	(-)		13(2)	0		0	18	6	4	14
20		0	0	1	1	1	0	0		9(4)		16(6)	2		1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0		23 (13)	l			1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0		24(11)		1		0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0		24(11)			l	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0		23(10)				1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0		32(9)				0	0	78	37	27	51
計	3	3		723	721		1	1		216			6	6			949	898	
l PI		3		143	121		1	1		(80)	(58)	/	"	0			343	090	$\vee$

<sup>(</sup>注)1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日~47年3月31日である。

<sup>2</sup> 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。

<sup>3「</sup>裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

<sup>4</sup> このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成25年度までに556件係属した(表 1-2-4 参照)。

# 第1節 平成25年度に係属した調停事件

平成25年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、5件であり、これに前年度から繰り越された3件を加えた計8件が25年度に係属し、このうち2件が26年度に繰り越された。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰藉料額等変更申請は、前年度から繰り越された2件に新たに受け付けた1件を加えた3件が25年度に係属した。このうち2件が25年度に終結し、残り1件が26年度に繰り越された。

### 1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

### (1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方(被申請人)として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3 ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている(ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6 参照)。(注)

申請は、昭和46年12月24日以降平成25年度末までに617件(患者数1,553人)となっている(表1-2-2)。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。なお、同法の施行(昭和49年9月1日)前は(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号))及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和53年法律第104号)により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである(表1-2-3)。

(注)水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰藉料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰藉料については熊本水 俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当(年金)の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結 以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

### (2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成25年度末までに53次にわたる調停を実施し、606件(患者数1,463人)について調停が成立した(表1-2-2)。

### (3) 慰藉料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、B ランク及びC ランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとすること。」という条項がある(表 1-2-6、「(4)調停調書の例」参照)。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰藉料額等変更申請を、平成25年度末までに556件受け付け、555件処理した。25年度中に新たに受け付けた申請は1件で、26年度に繰り越された(表1-2-4、表1-2-5)。

### (4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、A ランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第 3 項及び第 4 項(将来の申請人の症状の変化に関する取扱い)相当の定めがないことのほかは、このB ランクの例と同様である。また、C ランク生存者の場合の例は、慰藉料等の金額が異なること、第 5 項(家族の慰藉料支払)相当の定めがないことのほかは、このB ランクの例と同様である(表 1-2-6)。

[Bランク調停調書の例]

平成〇年(調)第〇号

調停調書

(申請人の住所・氏名)

大阪市北区中之島3丁目6番32号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役

(氏名)

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について,当調停委員会は,平成〇年〇月〇日〇時 〇分水俣市〇〇会議室において

 調停委員長
 ( 氏 名 )

 調停委員
 ( 氏 名 )

調停委員 (氏名)

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 (氏 名)

被申請人代理人 (氏名)各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水 俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を 早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。

当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰藉料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

請 人 (氏名)印

被申請人代理人 (氏名)印 平成〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

 調停委員長
 ( 氏 名 )印

 調停委員
 ( 氏 名 )印

 調停委員
 ( 氏 名 )印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 (氏 名)印 調 停 条 項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員の支払をすること。
  - (1) 申請人本人に対する慰藉料金1,700万円及びこれに対する昭和〇年〇月〇日(以下「認定申請日」という。)以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払うこと。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)の 規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万1,000円の割合による額(平成26年3月現在) その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし、 平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当するものとすること。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として,金53万8,000円(平成26年3月現在)

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する 年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した 6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の 年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合におい ては、当該時期において改定するものとすること。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとすること。

- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとすること。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとすること。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰藉料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。
- 7 申請人が水俣病により(その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。)死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰藉料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰藉料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとすること。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、 関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公 共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とすること。

表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分	Ä	受付		<u></u> 終結	未済			
年度	件数	患者数	件 数	患者数	件 数	患者数		
年度 昭和 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19		受付 患者数 31 人 147 193 28 259 117 206 112 72 43 49 62 54 41 39 38 21 14 5 13 2 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	件数 0 件 0 10 (1) 21 24 40 32 (1) 71 (8) 34 49 33 40 45 (1) 40 38 44 28 18 12 9 10 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 1	惠者数  0	株数 4 件 15 29 16 34 48 77 39 53 38 48 56 52 43 36 23 16 12 5 9 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
17 18	0	0 0	0	0	0	0		
	617	1,553	606(11)	1, 463 (90)	0	0		

(注) ( )内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

区分	認定	機関別	認定患	者数
年度	合 計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭 和31~45	121 人	人	116 人	5 人
46	60		58	2
47	216		204	12
48	358		292	66
49	44		29	15
50	161		146	15
51	148		109	39
52	240		196	44
53	175		125	50
54	143	1	115	27
55	71	5	43	23
56	77	3	54	20
57	95	10	66	19
58	68	1	45	22
59	67	5	36	26
60	54	0	29	25
61	60	1	43	16
62	40	3	15	22
63	19	1	6	12
平 成 元	13	1	1	11
2	18	0	7	11
3	4	1	0	3
4	3	0	1	2
5	1	0	1	0
6	1	0	1	0
7	3	0	3	0
8	2	0	1	1
9	0	0	0	0
10	0	0	0	0
11	2	0	1	1
12	1	0	0	1
13	0	0	0	0
14	0	0	0	0
15	0	0	0	0
16	0	0	0	0
17	0	0	0	0
18	1	0	1	0
19	2	0	2	0
20	1	0	0	1
21	2	0	2	0
22	0	0	0	0
23	2	0	2	0
24	0	0	0	0
25	3	0	3	0
計	2, 276	32	1, 753	491

<sup>(</sup>注) 1 昭和 31~45 年度の期間は、昭和 31年 12月 1日~46年 3月 31日である。

<sup>2</sup> 昭和 31~45 年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済 に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者 45 人 (熊本 県 44人, 鹿児島県1人) を含む。 (資料) 環境省,熊本県,鹿児島県調べ

表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の 慰藉料額等変更申請の処理件数

年 度	受 付	終結	未済
昭和 49	13 件	0 件	13 件
50	13	0	26
51	8	12	22
52	42	12	52
53	46	10	88
54	15	33	70
55	22	49	43
56	29	33	39
57	39	30	48
58	29	39	38
59	25	31	32
60	23	31	24
61	33	28	29
62	22	34	17
63	18	22	13
平成 元	14	15	12
2	14	19	7
3	18	13	12
4	15	18	9
5 6	21 9	17 13	13 9
7	11	11	9
8	7	10	6
9	10	10	6
10	5	8	3
11	7	5	5
12	7	5	7
13	2	7	2
14	0	2	0
15	1	1	0
16	4	0	4
17	4	6	2
18	9	8	3
19	5	5	3
20	2	3	2
21	4	3	3
22	3	3	3
23	4	5	2
24	2	2	2
25	1	2	1
計	556	555	

表 1 - 2 - 5 平成25年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の 慰藉料額等変更申請一覧

事件番号	申請受付年月日	処 理 年 月 日
59年(調)第15号 48年(調)第 6号 59年(調)第15号	平 成 24. 7.13 24.10. 5 25. 7.10	平 成 25. 6.19 25. 6.19 計 2 件
計 3 件 (うち		

表1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

		11				/1,		71/3	7 7 7	וינג ווו		154 7		見				
項目区分	A	ラ	ン :	ク		В	ラ	ン	ク			ラ	ン	ク		備		考
1 慰藉料	1,	800	0 万	· 円		1,	7 0	0	万円	1	, (	300	0	万円		く俣病認 5 5 分の		請日から 損害金
2 治療費	る医療	費及	び医療		並びに	] 同年			での(旧 日以降の						0		認定	9日以降 者は認定 給
3 介護手当	る介護	· 美手当	に相当	当する	額に月	117	万円	を加	での(   算した物 加算額に	頁及び同	]年	9月				同	-	Ł
4 特別調整 手 当 昭和48.4.27~															(1)	ライト価変動	(た7 ]が著	こ物価ス だし,物 しい場合 も改定)
49. 5.31	6万		Р	]/月	3	万			円/月	27	j			円/月				
$49.6.1 \sim 50.5.31$ $50.6.1 \sim$	7万		Р	1/月	3 7	万 5	, 0	000	) 円/月	2.7	$\bar{i}$ $4$ ,	0	0 0	円/月	(2)		水俣料	4月27日 病認定者 ら支給
51. 5.31	8万5	, 0	0 O F	1/月	4	万 3	, 0	0.0	) 円/月	3.7	j			円/月				
51. 6. 1 ~ 52. 5.31	9万4	, 0	<u>оо</u> Р	1/月	4	万8	, 0	000	) 円/月	3.7	ī4,	0	0 0	円/月				
52. 6 . 1 ~ 53. 5 . 31	10万2	. 0	00 0	7/月	5	万 2	. 0	0 (	) 円/月	3.7	i7.	0	0 0	円/月				
53. 6 . 1 ∼				<del></del>							<u></u>			<del>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</del>	1			
54. 5.31 54. 6. 1 ~	11万		<u> </u>	1/月	5	万 6	, 0	0 (	) 円/月	4.7	j			円/月	1			
56. 5.31	11万4	, 0	0 O P	]/月	5	万8	, 0	0 0	) 円/月	4 7	ī 2 ,	0	0 0	円/月				
56. 6 . 1 ~ 58. 5 . 31	1950	0	ооп	1 / B	6	F 6	0	. 0. 0	л	4 7	÷ 0	0	0.0	т / в				
58. 6 . 1 ~	12万9	<u>U</u>	005	1/_月_	0.	ט ע	<u>,</u>	0 0	) 円/月	4 /	رور	<u> </u>	0 0	円/月				
60. 5.31	13万5	, 0	<u>00</u> F	]/月	6	万 9	, 0	0 0	) 円/月	5.7	<del>,</del> 1 ,	0	0 0	円/月				
$\begin{array}{c} 60. \ 6. \ 1 \sim \\ \underline{62. \ 5.31} \\ 62. \ 6. \ 1 \sim \end{array}$	14万2	, 0	<u>0 0 P</u>	1/月	7.	万 3	, 0	000	) 円/月	5.7	$\bar{i}$ 4,	0	0 0	円/月				
62. 6. 1 ~ 平成 元. 5.31	14万5	, 0	0 O F	]/月	7.	万 5	, 0	0 0	) 円/月	5.7	ī5,	0	0 0	円/月				
元. 6. 1~			_												1			
3.5.31 3.6.1~	14万6	, 0	004	1/月	7	万 6	, 0	0 (	) 円/月	5.7	6,	0	0 0	円/月	1			
5.5.31	15万7	, 0	<u>0 0 P</u>	]/月	8	万 2	, 0	0 (	) 円/月	6.7	j			円/月				
$5.6.1 \sim 7.5.31$	16万5	0	0 0 1	1 / B	8 -	F 6	0		) 円/月	6.7	i 2	0	0 0	円/月				
7.6.1~	1.0/3.0		<u> </u>	1//.1		/3_0	<u>,</u>		2.1.1//3.				0.0	1.1.2	1			
9.5.31 9.6.1~	16万8	, 0	0 O P	1/月	8	万8	, 0	0 0	) 円/月	6.7	5,	0	0 0	円/月				
11. 5.31	16万9	, 0	<u>оо</u> Р	1/月	8	万 9	, 0	0 0	) 円/月	6.7	ī6,	0	0 0	円/月				
11. 6 . 1 ~	1 7 T O		0.0			T .			\	0.7	- 0	0	0 0	m / n				
$\frac{13.5.31}{13.6.1}$	17万3	, ()	00 P	1/月	9	<u>カ l</u>	, 0	0 (	) 円/月	6)	18,	0	0 0	円/月				
15. 5.31	17万2	, 0	<u>0 0 P</u>	1/月	9	万 1	, 0	0 0	) 円/月	6.7	ī8,	0	0 0	円/月				
15. 6 . 1 ~ 17. 5 . 31	17万		Д	1/月	9 7	Б			円/月	6.7	ī 7	0	0.0	円/月				
17. 6 . 1 ~	<u> </u>			<del>1</del> .//							نسلسا				1			
$\frac{19.5.31}{19.6.1}$	17万		Р	1/月	9	万			円/月	6.7	7,	0	0 0	円/月	ł			
19. 6. 1 ~ 21. 5.31	17万		Р	]/月	9	万			円/月	6.7	ī7,	0	0 0	円/月				
21. 6 . 1 ~			0.67										0.5					
$23.5.31$ $23.6.1 \sim$	17万3	<u>, 0</u>	<u>u u P</u>	1/月	9.	л 2	, 0	0 (	) 円/月	1 6 /	, <sub>8</sub>	0	<u>U 0</u>	円/月	1			
25. 5.31	17万1	, 0	<u>оо</u> Р	1/月	9	万 1	, 0	0 (	) 円/月	6.7	ī 8 ,	0	0 0	円/月				
25. 6 . 1 ~ 27. 5 . 31	17万		П	1/月	a	万 1	0	0.0	) 円/月	67	ī 2	Ω	0 0	円/月				
	1 + 1 //			1/ /7	<i>3</i> ,	.J I	, 0	(	/11/ Л	1 0 /.	, , ,	U	U U	н/ Л	-			

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和 44 年法律第 90 号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目区分	Αランク	Βランク	C ランク	備考
5 葬祭料	期	間	金額	(1) 4の備考(1) に同じ
	昭和49.5.31まで 49.6.1 ~ 50.6.1 ~ 51.6.1 ~ 52.6.1 ~ 53.6.1 ~ 54.6.1 ~ 56.6.1 ~ 60.6.1 ~ 62.6.1 ~ 7.6.1 ~ 7.6.1 ~ 9.6.1 ~ 13.6.1 ~ 15.6.1 ~ 17.6.1 ~ 21.6.1 ~	51.5.31 52.5.31 53.5.31 54.5.31 56.5.31 60.5.31 62.5.31 7.5.31 7.5.31 9.5.31 11.5.31 13.5.31 15.5.31 15.5.31 15.5.31 17.5.31 17.5.31 17.5.31 17.5.31 17.5.31	20万 23万3,000円 28万3,000円 31万3,000円 31万3,000円 36万4,000円 37万5,000円 42万2,000円 44万1,000円 46万3,000円 47万1,000円 47万1,000円 50万8,000円 50万8,000円 54万3,000円 54万3,000円 54万3,000円 54万3,000円 54万6,000円 54万6,000円 54万6,000円 54万4,000円 54万4,000円	に同じ (2) 死亡時の金額を 葬祭の主宰者に支 給
	23.6.1 ~	25.5.31	54万3,000円	
6 症状の見直し	25.6.1 ~	当とするような変化が	53万8,000円 ンクに変更することを相 生じたときは、調停委員 4の金額の変更を申請す	
7 近親者の 慰 藉 料	配偶者等の慰藉料につ 決定を,調停委員会に		変更があったとき,左の	
8 申請人が 水俣病に より死亡 したとき の慰藉料		・ 人及び自己の慰藉料につき 定の申請をすることができ		
9 患者・家 族の福祉 対 策		施設の整備拡充,治療及で ずることにより,患者及で		
10 公害防止 対 策	チッソ株式会社は水俣 的方策の早期実現に努 に締結された公害防止			
11 調停手続 費 用	チッソ株式会社の負担			

### 2 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件

(平成24年(調) 第10号事件・平成25年(調) 第1・2・4・9号事件)

### (1) 事件の概要

本件は、まず、平成24年12月13日、千葉県我孫子市の住民19人から、千葉県を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった(平成24年 (調)第9号事件)。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が設置する東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設が、浸水や強風で破損した場合、広範囲の地域が汚染されるおそれがあることから、被申請人に対し、①一時保管施設の安全性の確保、②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止、③撤去時期(平成27年3月末)の確約を求めるものである。

公害等調整委員会は、同日、公害等調整委員会にはその管轄がないと判断し、公害 紛争処理法第25条の規定により、事件を管轄する千葉県公害審査会に移送した。

千葉県公害審査会は、移送を受けた事件について、当事者の同意を得た上、公害紛争処理法第38条第1項の規定に基づき、公害等調整委員会に対し事件の引継ぎについての協議を求めてきた。公害等調整委員会は、千葉県公害審査会の判断及び当事者の意向を踏まえ、千葉県公害審査会から平成24年12月27日に、事件の引継ぎを受けた。

その後、平成25年2月20日、我孫子市等の住民15人から(平成25年(調)第1号事件)、同年3月25日、我孫子市の住民8人から(平成25年(調)第2号事件)、同年5月30日、千葉県印西市等の住民2人から(平成25年(調)第4号事件)、同年9月25日、我孫子市の住民2人から(平成25年(調)第9号事件)、それぞれ同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、調停委員会は、平成25年2月21日(平成25年(調)第1号事件)、同年4月9日(平成25年(調)第2号事件)、同年6月14日(平成25年(調)第4号事件)、同年10月8日(平成25年(調)第9号事件)、これらを許可した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、事件の引継ぎを受けた後、直ちに調停委員会を設け、5回の調停期日を開催するなど手続を進めたものの、平成25年12月19日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項により調停を打ち切り、本事件は終結した。

### 3 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件

(平成25年(調)第5・10号事件)

# (1) 事件の概要

本件は、まず、平成25年6月28日、宗教法人、滋賀県等の住民350人、レストラン運営会社及び不動産会社から、残土処分業者、残土処分場所有者及び大津市を相手方(被申請人)として、滋賀県公害審査会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人残土処分業者は、平成23年4月に大津

市長による本件の残土処分場に関する埋立て等の許可決定を受けたが、条件とされた沈砂池、排水路等を設けないまま処分を開始した。同年5月には、本件処分場に沿って流れる川に堆積した土砂が崩落し、申請人宗教法人が所有する山林等に損害を与え、以後、複数回の崩落を起こしながらも、平成24年末頃まで搬入を継続し、許可申請以上の高さまで残土等を積み上げた。しかも、残土処理の際に転圧を行わなかったため、斜面が大崩落を起こし、申請人宗教法人が所有する山林まで大量の土砂が流入し、川が閉塞され堰止め湖が出現しており、これが崩壊すれば下流域に重大な被害が及ぶ状態となった。この川は、下流域住民の農業用としても活用され、大量の土砂による水質悪化の可能性があり、その汚染は琵琶湖淀川水系全体にも影響を及ぼし得る。さらに本件処分場には、病院敷地内の残土が持ち込まれており、医療廃棄物等が含まれている可能性もある。これらのことから、申請人らは、被申請人残土処分業者に対し、残土の搬入を中止すること、被申請人残土処分業者及び被申請人残土処分場所有者に対し、搬入堆積させた残土を撤去すること、被申請人大津市に対し、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること、などを求めるものである。

滋賀県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する京都府知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、平成25年7月24日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

なお、同年9月27日、申請人らから、被申請人残土処分場所有者に対する申請を取り下げる旨の申出があった。

その後、同月30日、同一原因による被害を主張する滋賀県等の住民5人から参加の 申立てがあり、調停委員会は、同年10月22日、これを許可(平成25年(調)第10号事件)した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の現地調停期日 を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

# 4 千葉県における航空機騒音調停申請事件

(平成25年(調)第6号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年7月29日、千葉県千葉市の住民1人から、国土交通省を相手方(被申請人)として調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、平成24年2月より、南風好天時6時から23時までの羽田空港着陸機を現在のルートに設定し、1日最長17時間、1時間最大40機の航空機を申請人宅上空に通過させることにより騒音を発生させた。申請人は、この騒音により生活が妨害されたことから、被申請人に対し、南風好天時6時から23時までの羽田空港着陸機ルートを、申請人宅の庭での騒音測定でピークレベル40dB以下になるよう変更することを求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の調停期日を 開催するなど手続を進めたものの、平成25年12月3日、調停委員会は、当事者の主張 や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込み がないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項により調停を打ち切り、本事件は終結 した。

# 第2節 平成25年度に係属した裁定事件

平成25年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、32件であり、これらに前年度から繰り越された38件を加えた計70件が25年度に係属した。このうち21件が25年度に終結し、残り49件が26年度に繰り越された(表1-2-1)。

# 1 深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第6号事件)

# (1) 事件の概要

平成21年7月3日、埼玉県深谷市の住民1人から、合成樹脂加工等の会社を相手方 (被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場から発生する騒音と低周波音のために、工場周辺に居住していた申請人は不眠や食欲不振等の健康被害を受け、また、住居を離れた生活を余儀なくされたとして、被申請人に対し、損害賠償金3,265万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、9回の審問期日を 開催するとともに、平成21年11月16日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に 関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等、 申請人本人及び参考人尋問を実施するなど手続を進めた結果、平成25年10月17日、本 件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである

### 公調委平成21年(セ)第6号

深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、金914万2130円及びこれに対する平成21年8月18日から 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の工場からの騒音・低周波音により睡眠障害等の健康被害を発症 し、最終的に申請人宅からの退去を余儀なくされたとして、被申請人に対し、不法行為に基づく損 害賠償を求めて責任裁定の申請をした事案である。

なお, 附帯請求の起算日は, 本件裁定申請書送付の日の翌日である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

### 2 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年 (ゲ) 第4号事件)

# (1) 事件の概要

平成22年9月9日、東京都葛飾区の住民1人から、通信会社を相手方(被申請人) として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の頭痛、耳鳴り、不眠等の健康被害は、申請人宅の隣地にある被申請人の基地局内外に設置された電気通信設備から生ずる騒音又は振動(低周波騒音及び低周波振動を含む。)によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を 開催するとともに、平成23年2月8日、騒音及び振動(低周波を含む。)と健康被害 との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほ か、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成25年4月4日、 本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成22年(ゲ)第4号

葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

# 第1 当事者の求める裁定

### 1 申請人

申請人の頭痛,耳鳴り,不眠等の健康被害は,被申請人が東京都葛飾区〇〇〇に所有する別紙本件携帯電話基地局設備一覧表の各設備を有する携帯電話基地局の稼働により発生する騒音,低周波音又は振動に起因するものである。

2 被申請人

主文同旨

# 第2 事案の概要

本件は、被申請人が申請人宅の隣地に携帯電話基地局を設置し、その後同基地局の設備増設工事を実施したところ、同工事の直後から申請人が頭痛、耳鳴り、不眠等の症状に苦しむこととなったことから、申請人は上記各症状が同基地局の稼働により発生する騒音、低周波音又は振動に起因するものであるとして、原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

### 3 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第1号事件)

# (1) 事件の概要

平成23年2月21日、東京都江戸川区の不動産会社から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運行する列車から発生する騒音等により、申請人所有の賃貸マンションの居住者が、睡眠妨害、会話妨害等の生活妨害を受けていることから、申請人は、空き室の発生、賃料の減額、賃借人からの苦情への対応等の被害を生じているとして、被申請人に対し損害賠償金日額9,000円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を 開催するとともに、平成23年8月23日、鉄道騒音等の影響に関する専門的事項を調査 するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施する など、手続を進めた結果、平成26年1月15日、本件申請を一部却下、一部棄却すると の裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

# 公調委平成23年(セ)第1号

千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文

- 1 申請人の平成25年11月8日以降の損害賠償請求に係る裁定申請を却下する。
- 2 申請人のその余の請求に係る裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

### 第1 当事者の求める裁定

- 1 申請人
  - (1) 被申請人は,申請人に対し,平成23年2月21日から別紙図面のTZ-5地点における測定値がピーク騒音レベル( $L_{A,max}$ )85 dB以下・全日等価騒音レベル( $L_{Aeq,24h}$ )70 dB以下に低減されるまでの間,日額9000円を支払え。
  - (2) 被申請人は、申請人に対し、258万4800円を支払え。
- 2 被申請人

主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、別紙物件目録1記載の建物(以下「本件賃貸マンション」という。)を所有する申請人が、被申請人の管理する在来線・新幹線の高架線を走行する列車から発生する鉄道騒音(以下「本件騒音」という。)により、賃借人において睡眠妨害・会話妨害という生活妨害の被害を受けており、申請人においても空室の発生・賃料の減額・賃借人の苦情等の被害を受けているとして、被申

請人に対し,不法行為による損害賠償請求権に基づき,本件裁定申請の日である平成23年2月21日から別紙図面のTZ-5地点における測定値がピーク騒音レベル( $L_{A,max}$ )85dB以下・全日等価騒音レベル( $L_{Aeq,24h}$ )70dB以下に低減されるまでの間,賃料減収相当損害金として日額900円の支払を求め,さらに二重防音サッシ設置費用258万4800円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該
当する事件を参照)

# 4 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件 (平成23年(ゲ)第2号事件・平成24年(ゲ)第2・9号事件)

## (1) 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成24年1月25日、大阪府寝屋川市の住民11人から(平成24年(ゲ)第2号事件)、同年12月26日、同市の住民11人から(平成24年(ゲ)第9号事件)、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、平成24年2月6日(平成24年(ゲ)第2号事件)、平成25年1月15日(平成24年(ゲ)第9号事件)、これらを併合して手続を進めることを決定した。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日(4回の現地期日を含む。)を開催するとともに、平成23年10月1日、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3人を選任したほか、現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

### 5 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年 (ゲ) 第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1 人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸

性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出 されたし尿によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成23年8月23日、養豚場等から排出されるし尿と地下水汚染の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

6 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (平成23年(ゲ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2人から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、被申請人らの管理・所有する賃貸住宅に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、平成23年11月28日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年1月28日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

### 公調委平成23年(ゲ)第5号

高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略)

主

- 1 申請人aの両耳の感音難聴及び申請人らの受けている睡眠妨害による肉体的・精神的苦痛(疲労も含む)の一因は、被申請人らが別紙1「物件目録」記載の建物に設置したエアコン室外機12台の全部又は一部から発生する騒音(低周波音は含まない。)であると認められる。
- 2 申請人らのその余の申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

# 第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らが両耳の感音難聴及び不眠症を発症し、また、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的 苦痛及び疲労を受けたのは、被申請人らの管理運営する別紙1「物件目録」記載の建物に設置した エアコン室外機12機から発生した騒音及び低周波音による, との原因裁定を求める。

2 被申請人ら

本件裁定申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

### 第2 事案の概要

本件は、大阪府高槻市内に居住する申請人らが、隣接する別紙1「物件目録」記載の建物(以下「本件建物」という。)に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波音によって、両側感音難聴や不眠症に罹患し、また、長期間の睡眠妨害により肉体的・精神的苦痛及び疲労を受けたと主張して、その因果関係に係る原因裁定を求めた事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該
当する事件を参照)

# 7 名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第9号事件)

### (1) 事件の概要

平成23年7月22日、愛知県名古屋市の住民4人から、名古屋市、名古屋市高速道路 公社及び鉄道会社3社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの経営又は勤務するガソリンスタンドの近くで、被申請人らが管理等を行う市道と鉄道線路の鉄橋、高速道路高架により、鉄道騒音等が増幅されることにより、申請人らは、列車が走行するたびに異常な騒音、振動に悩まされ、頭痛、めまい、睡眠障害などによる精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人1人当たり損害賠償金500万円等の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、平成24年1月20日、鉄道及び道路からの騒音、振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど手続を進めた結果、平成25年11月5日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(セ)第9号

名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文

1 被申請人名古屋高速道路公社は、申請人aに対し5万円及びこれに対する平成21年6月10日から支払済みまで年5分の割合による金員、その余の申請人らに対し各3万円及びこれに対する平成21年6月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 申請人らの被申請人名古屋高速道路公社に対するその余の申請並びに被申請人名古屋市,同b 鉄道株式会社,同c鉄道株式会社及び同d鉄道株式会社に対する申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

### 第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人らは、各申請人らに対し、連帯して、各500万円及びこれに対する平成21年6月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人ら

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する、との裁定を求める。

### 第2 事案の概要

本件は、名古屋市内のガソリンスタンドに勤務する申請人らが、被申請人名古屋高速道路公社(以下「被申請人公社」という。)が市道〇線上に高架型の高速道路を建設したことに伴い、それと立体交差する鉄橋を電車が通過する際の音や、市道〇線を自動車が走行する音が反射・増幅され、それらの騒音により精神的苦痛を受けたと主張して、共同不法行為(民法719条1項前段。なお、個々の不法行為としては、被申請人公社及び被申請人名古屋市〔以下「被申請人市」という。〕につき、国家賠償法2条、被申請人b鉄道株式会社〔以下「被申請人b」という。〕,同 c 鉄道株式会社〔以下「被申請人 c」という。〕及び同 d 鉄道株式会社〔以下「被申請人 d」という。〕につき、民法717条1項、709条〕に基づき、被申請人らに対し、連帯して、慰謝料各500万円及びこれに対する平成21年6月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該
当する事件を参照)

# 8 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件

(平成23年(ゲ)第7号事件)

### (1) 事件の概要

平成23年9月7日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、さいたま地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。埼玉県加須市の住民1人(原告)が所有する土地の地盤沈下及び地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等に亀裂が生じたのは、同市住民2人(被告ら)が、昭和52年頃以降において、原告所有地の境界線から110cmの地点に設置した井戸から地下水をくみ上げたことによるものであるかどうかについて、原因裁定を求めるというものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するとともに、平成23年12月15日及び平成24年12月10日、地下水のくみ上げと地 盤沈下との間の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を 選任したほか、事務局による現地調査等、申請人本人及び被申請人本人尋問を実施す るなど、手続を進めている。

# 9 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件 (平成23年(セ)第10号事件)

# (1) 事件の概要

平成23年9月29日、神奈川県茅ヶ崎市の住民1人から、スーパーマーケット経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接する被申請人経営のスーパーマーケットに設置されたコンプレッサー等の機器から発生する騒音及び低周波音、並びに商品搬入のカートの音、冷蔵庫の開け閉めの音、人の声、荷さばきの音等により、健康障害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金432万7,800円等の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を 開催するとともに、平成24年1月10日、騒音及び低周波音に関する専門的事項を調査 するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するな ど、手続を進めている。

# 10 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件

(平成23年 (ゲ) 第9号事件)

# (1) 事件の概要

平成23年11月29日、鹿児島県西之表市の住民13人から、土地開発会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが沿岸漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等海産物の漁獲量が減少し、漁業被害を受けたのは、被申請人が施工している飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 11 岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第12号事件)

# (1) 事件の概要

平成23年12月8日、岐阜県笠松町の住民1人から、岐阜県、食品会社4社及び惣菜 製造事業協同組合を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人4社が共同で設立し、被申請人岐阜県が設立の承認及び融資をした協同組合が操業している惣菜製造工場から発生する騒音及び悪臭により、申請人は生活が困難となり転居を余儀なくされたほか、肉体的、精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金3,782万4,895円

等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成24年6月29日及び同年9月10日、騒音及び臭気に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 12 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件

(平成23年 (ゲ) 第10号事件)

### (1) 事件の概要

平成23年12月20日、福岡県朝倉市の川海苔製造販売会社2社から、独立行政法人水 資源機構を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが黄金川で養殖を行っているスイゼンジノリの生産量の減少及び質の悪化は、被申請人が寺内ダム建設事業によって行った工事等により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質が悪化したこと、水量不足を補うためにくみ上げられた地下水の水質が変化したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成24年6月25日、寺内ダム建設工事及びその後の管理と河川の水質悪化及び地下水の水質変化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたが、平成26年3月13日、申請人らから都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

# 13 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第13号事件)

# (1) 事件の概要

平成23年12月27日、山梨県甲州市の住民1人から、清涼飲料水製造会社を相手方 (被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に隣接するミネラルウォーター製造工場から発生する騒音・低周波音により、申請人は頭痛、耳鳴り等の健康被害を受けており、また、勤務先を相当日数欠勤せざるを得なかったとして、被申請人に対し、損害賠償金21万5,270円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、山梨県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人及び被申請人本人尋問を

実施するなど、手続を進めた結果、平成25年5月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(セ)第13号

甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

- 第1 当事者の求める裁定
  - 1 申請人

被申請人は、申請人に対し、21万5270円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人 主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、自宅に隣接する被申請人のミネラルウォーター製造工場から発せられる騒音・低周波音により、頭痛、耳鳴り等の健康被害を被ったと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、慰謝料等合計21万5270円の損害賠償を求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.htmlから、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

### 14 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成24年 (ゲ) 第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年1月23日、島根県安来市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人) として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所有の建物が浮き上がり、破損したのは、被申請人が隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成24年6月7日及び同月29日、宅地造成工事と申請人所有の建物の破損等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

### 15 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年2月1日、ガソリンスタンド等を営む会社1社と愛知県日進市の住民1人から、廃棄物処理業者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人会社の隣地にある被申請人の工場の操業に伴う、リフトやユンボなどによる作業で発生する振動・騒音により、申請人会社の倉庫の壁等に亀裂が入ったほか、申請人個人が受忍限度を超える振動・騒音のため精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,779万5,757円等の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成25年5月28日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

# 公調委平成24年(セ)第1号

刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 女

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

### 第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人A有限会社に対し、金779万5757円及びこれに対する平成16年1月 1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

被申請人は、申請人aに対し、金1000万円及びこれに対する平成16年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人 主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、被申請人のユンボを用いた作業から発生した振動・騒音により、申請人A有限会社がガソリンスタンド等の施設に被害を受け、申請人aが精神的被害を受けたとして、それぞれ、被申請人に対し、損害賠償を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

### 16 野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第3号事件・平成25年(ゲ)第5・6・7号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年3月7日、千葉県野田市の住民3人から、産業廃棄物処理業者を相手方 (被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らがめまい、吐き気、舌のしびれ等の健康被害を受けたのは、被申請人が操業をする産業廃棄物処理施設の操業に伴って排出された化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成25年3月11日、同市の住民20人から(平成25年(ゲ)第5号事件)、同年4月3日、同市の住民1人から(平成25年(ゲ)第6号事件)、同年6月4日、同市の住民1人から(平成25年(ゲ)第7号事件)、それぞれ同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月25日(平成25年(ゲ)第5号事件)、同年4月23日(平成25年(ゲ)第6号事件)、同年6月25日(平成25年(ゲ)第7号事件)、これらを許可した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するとともに、平成25年2月1日、当該施設から排出された化学物質と健康被害 との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するな ど、手続を進めている。

# 17 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件

(平成24年 (ゲ) 第5号事件)

# (1) 事件の概要

平成24年4月4日、東京都武蔵野市の住民1人から、医療法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じている騒音被害は、被申請人の病院が排出する屋上大型空調室外機チラー及び3階空調室外機から発生する低周波騒音等によるものである、との原因裁定を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するとともに、平成24年9月24日、騒音及び低周波音と騒音被害との因果関係に 関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局によ る現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年1月28 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成24年(ゲ)第5号

武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件

定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁定

#### 1 申請人

申請人に生じている圧迫感,不快感及び睡眠妨害の被害は,被申請人が経営する a 病院の屋上に設置されている大型空調室外機チラー(以下「大型チラー」という。)及び屋上脱臭装置モーター並びに 3 階に設置されている空調室外機 9 台から発生する可聴音及び低周波振動音等による,との裁定を求める。

2 被申請人 主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の経営する医療施設に設置された空調設備等から発生する可聴音 (騒音)及び低周波振動音によって、圧迫感、不快感及び睡眠妨害の被害を受けたと主張して、そ の因果関係に関する原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html
から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

# 18 江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件 (平成24年(セ)第3・5号事件・平成25年(調)第8号事件)

# (1) 事件の概要

平成24年4月20日、東京都江東区の住民1人から、不動産会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が発注したマンション建設現場を発生源とする騒音、振動、低周波音により、申請人は肉体的、精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金492万円の支払を求めるものである。

その後、同年7月6日、同一原因による被害を主張する同区の住民4人から参加の 申立てがあり、裁定委員会は、同年8月8日、これを許可(平成24年(セ)第5号事件)した。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成25年8月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成25年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年9月2日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

# 19 岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件 (平成24年(セ)第4号事件)

# (1) 事件の概要

平成24年6月15日、山口県岩国市の住民1人から、岩国市を相手方(被申請人)と して責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行ったポンプ場の建て替えにおいて、不適切な方法で行った工事がもとで発生した騒音・振動、地盤沈下により、申請人所有の貸家に被害が発生し、建物の借家人が退去して家賃収入が得られなくなった。また、振動や騒音が止まない家屋に生活していた申請人の夫が心筋梗塞により亡くなった。このため、家賃損害、貸家の建て替え及び地盤沈下の修正の費用、申請人の夫の慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金6,740万2,000円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 20 京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第6号事件・平成25年(調)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年6月19日、京都府京都市の住民2人から、体育施設運営法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人1人の不眠・不安・抑うつ気分・耳鳴り等のストレス反応(適応障害)は、被申請人が運営している体育施設(プール施設を含む。)の機械・音楽騒音、コーチ・会員が発生させる騒音(大声、物の衝撃音、その他轟音)によるものである、との原因裁定を求めるものである。

なお、同年7月24日、申請人らのうち1人から申請を取り下げる旨の申出があった。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成25年6月6日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成25年(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年6月13日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

# 21 品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件

(平成24年(セ)第6号事件・平成25年(調)第11号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年8月13日、東京都品川区の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人)

として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が運行する列車から発生する騒音により、高血圧・耳鳴り・不眠等を発症し、また、電話の使用等がままならないため窓を開放することが困難である。このため、窓を開放したい季節にも閉め切らざるを得ない期間のエアコンの電気代金、並びに騒音が改善されない場合の防音ドア及び防音窓工事代金として、被申請人に対し、損害賠償金879万7,500円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成25年12月20日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成25年(調)第11号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。平成26年1月6日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

# 22 福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁 定申請事件

(平成24年(セ)第8号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年9月20日、福岡県志免町の住民1人から、福津市及び地方共同法人日本下 水道事業団を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人らの行った下水道処理施設 建設工事から発生する騒音、振動等により、隣接する申請人の借り店舗の事業の売上 げが減少する損害を受けたほか、血圧の上昇、動悸等の健康被害を受けたとして、被 申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1,140万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、申請人本人尋問を実施するなど手続を進めた結果、平成25年12月3日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成24年(セ)第8号

福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文

本件裁定申請をいずれも棄却する。 事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して1140万円を支払え。

2 被申請人ら 主文同旨

# 第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人福津市の設置管理する下水道処理施設である浄化センターの造成・建設工事において、大型車両・重機等による騒音・振動、水質汚濁、地盤沈下等が発生し、被害を受けたと主張して、被申請人福津市及び上記工事の委託を受けた被申請人日本下水道事業団に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して、売上げ減少による損害金490万円、慰謝料650万円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

## 23 千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成24年 (ゲ) 第7号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年10月25日、千葉県千葉市の住民3人から、千葉県を相手方(被申請人)と して原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成23年3月11日の東日本大震災の際、申請人らの住宅は液状化被害により全壊(宅盤、住宅の陥没・傾斜)したが、この被害は、付近の住宅よりも格段に大きかった。その理由は、千葉県企業庁が実施した公有水面埋立て後の後養生不備(申請人らの住宅前道路下の埋立て土に軟弱部分が放置された)によるものである、との原因裁定を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成25年5月10日、宅地造成後の管理と液状化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、平成26年3月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成24年(ゲ)第7号

千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件

裁 (当事者の表示省略) 主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

### 1 申請人ら

申請人らの住宅被害(宅盤陥没・傾斜及び宅盤と一体となった住家の陥没・傾斜)は、被申請人が実施した公有水面埋立て後の後養生不備によるとの原因裁定を求める。

なお,「後養生の不備」とは,「上記公有水面埋立工事の完了後,千葉県住宅供給公社により実施された道路造成工事や住宅建設に先だって行われた下水管敷設工事の際,被申請人の企業庁が,申請人ら宅前道路に残置されていた排砂管支柱(やぐら杭)を除去するため,やぐら杭の周辺部を下水管埋設位置より深く掘削し,やぐら杭の頭頂部を切断したが,その際,埋立土を埋め戻しただけで,義務に反して転圧締め固めをしなかった」ことである。

### 2 被申請人

- (1) 本案前の答弁
  - 申請人らの本件裁定申請を却下する。
- (2) 本案の答弁

主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、公有水面埋立地上に建設された建物を所有する申請人らが、東北地方太平洋沖地震による通常の液状化とは異なる住宅被害(宅盤陥没・傾斜及び宅盤と一体となった住家の陥没・傾斜)を受けたのは、被申請人の企業庁が実施した公有水面埋立て後の後養生不備が原因であるとの原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

# 24 栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成24年(ゲ)第8号事件)

### (1) 事件の概要

平成24年10月26日、栃木県壬生町の住民2人から、クリーニング店経営者を相手方 (被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの家屋及び物置に歪み、亀裂、床の傾きが生じているのは、隣接する被申請人の経営するクリーニング店の洗濯工場が、長期にわたり大量の地下水をくみ上げていることによって発生した地盤沈下によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成25年7月22日、地下水くみ上げが地盤に与えた影響と家屋の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年3月25日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成24年(ゲ)第8号

栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らの家屋及び物置に、歪み、亀裂、床の傾きが生じた原因は、隣接する被申請人の洗濯工場が長期にわたり大量の地下水を汲み上げていることによる地盤沈下である、との裁定を求める。

2 被申請人 主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、上記第1の1記載の因果関係に関する判断を求めている事案(原因裁定)である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該
当する事件を参照)

# 25 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請 事件

(平成25年(セ)第1号事件・平成25年(セ)第14・15・16号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計5,992万2,000円の支払を求めるものである。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する同市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可(平成25年(セ)第14・15・16号事件)した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年(ゲ)第1号事件を併合し、1回の現地審問期日を開催するとともに、同年6月20日、アルミ表面処理技術と金属表面処理工場の環境対策に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

# 26 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第1号事件・平成25年(ゲ)第8・9・10号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害及び喘息等の申請人ら及びその家族らの健康被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、同年5月24日、同一原因による被害を主張する同市の住民3人から個別に参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年6月25日、これらを許可(平成25年(ゲ)第8・9・10号事件)した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成25年1月29日、平成25年(セ)第1号事件に併合し、手続を進めている。

### 27 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年1月28日、兵庫県尼崎市の法人1社から、尼崎市、建設会社及びコンサルタント会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、①被申請人市が発注し被申請人建設会社が行った河川改修工事により、申請人の敷地内に地割れ、陥没等が発生し、建物が傾くなどの被害が生じ、補修が必要となった、②被申請人コンサルタント会社の行った工事の事前、事後の家屋調査は、公平さを欠いたものであったため、業者2社に調査のやり直しを依頼しなければならなかった、③被害が生じてから速やかに被申請人市が対処しなかったため、弁護士や建築家に相談するなどの費用が生じたとして、①について被申請人市と被申請人建設会社に対し、連帯して、損害賠償金190万円、②について被申請人コンサルタント会社に対し、同11万円、③について被申請人市に対し、同32万円の支払をそれぞれ求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、兵庫県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成25年8月27日、建物の構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

# 28 燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年2月4日、新潟県燕市の住民1人から、新潟県、建設会社2社及び燕市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人県が発注し被申請人会社Aが行った護岸工事の振動により申請人所有の工場、自宅にひび割れが生じ、後に、被申請人市が発注し被申請人会社Bが行った護岸工事と道路工事の振動により、ひび割れの拡大、地盤沈下等の被害が生じ、また、申請人は工事の振動により精神的苦痛も受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1億2,633万1,947円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 29 静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件

(平成25年 (ゲ) 第2・14号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年2月14日、静岡県静岡市の住民1人から、静岡市を相手方(被申請人)と して原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加は、 廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した多量の廃油、廃塗料による地下水の汚 染を、被申請人が認識しながらもこれを放置したことによるものである、との原因裁 定を求めるものである。

その後、同年12月25日、同市の住民 5 人から、同内容の原因裁定を求める申請があり(平成25年(ゲ)第14号事件)、平成26年2月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 30 七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件

(平成25年 (ゲ) 第3号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年2月19日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、金沢地方裁判所七 尾支部から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。石川県七尾市の住民3人(原告ら)ら方に隣接する、①撚糸工場操業者(被告)の工場に設置された撚糸機械2台から低周波音が発生しているかどうか及び発生した低周波音が原告ら方に到達しているかどうか、②上記①が認められた場合に、原告らに生じた心身の障害が、被告の工場に設置された撚糸

機械2台から発生した低周波音によるものであるかどうかについて、原因裁定を求めるというものである。

なお、被告の工場の撚糸機械を製造した会社が、補助参加している。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成25年4月9日、 騒音・低周波音の測定・分析・評価に関する専門的事項を調査するために必要な専門 委員1人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めてい る。

# 31 秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年2月21日、神奈川県秦野市の住民1人から、秦野市を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、下水道工事を行った際、工事で発生する騒音・振動を考慮せず、通行車両を全面開放としたため、騒音・振動を発生させ、工事終了後も、施工不良により工事箇所付近で道路騒音・振動を発生させた。申請人は、被申請人が発生させた道路振動により、申請人の家屋の基礎部分に生じた重大な損傷の補修を行ったり、肉体的・精神的苦痛を受けたなどとして、被申請人に対し、損害賠償金500万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 32 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成25年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年2月22日、東京都千代田区の石油会社から、同社給油所跡地近傍地の所有権者3人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が行っていた給油所における事業活動及 び給油所の解体工事と、被申請人ら土地の土壌汚染及び地下水の水質汚濁との因果関 係は存しない、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成25年7月22日、被申請人らの各土地の汚染と申請人の事業活動等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 33 小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第6号事件・平成25年(調)第7号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年3月22日、東京都西東京市の住民1人から、医療法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する小売店の上階の被申請人が経営する歯科医院から、ドアの開閉音等の騒音が響いてくるため、申請人は、そのストレスにより耳鳴りが発生し、身体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金70万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成25年8月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成25年(調)第7号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年8月22日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

# 34 海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第7号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年3月25日、神奈川県海老名市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、学校解体工事において発生させた 振動規制法に著しく違反した工事振動により、申請人宅に亀裂、床の傾斜等の被害を 生じさせ、また、申請人の主張する被害を認めようとせず、交渉を引き延ばすなどの 交渉態度をとり、申請人は著しい精神的苦痛を受け、多大な交渉労務を強いられたと して、被申請人に対し、損害賠償金2,176万円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 35 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第8号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年4月11日、神奈川県横浜市の住民2人から、電子部品製造会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人ら工場の排気のために、工場周辺に居住していた申請人らは全身の皮膚炎、頭痛、吐き気等の健康被害を受け、また、避難

のために転居を余儀なくされたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計8,828万5,516円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 36 裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第9号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年4月12日、静岡県裾野市の住民1人から、遊園地等運営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人経営の遊園地等施設の設備機器から発生する騒音・低周波音により、申請人は睡眠不足となり日常生活に支障を来しているとして、被申請人に対し、損害賠償金日額5,000円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を 開催するなど、手続を進めた結果、平成26年2月4日、本件申請を一部却下、一部棄 却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(セ)第9号

裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略)

主 文

- 1 申請人の平成25年12月6日以降の損害賠償請求に係る裁定申請を却下する。
- 2 申請人のその余の裁定申請を棄却する。

事実及び理由

# 第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、平成25年1月4日から騒音停止まで1日当たり5000円に、騒音発生日(午後10時以降翌朝6時以前の間に発生させた日)の日数を乗じた金額を支払え。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

### 第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の管理する設備の稼働により発生した騒音・低周波音により、睡眠時間が少なくなり、慢性的な睡眠不足によって日常生活に支障を来していると主張して、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」
→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該

### 37 大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第10号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年4月26日、東京都大田区の機械製造会社1社から、建設会社4社を相手方 (被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが行っている鉄道高架工事から発生する振動等により、申請人事業所及び事業所備品が破損し、営業が不可能になったとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金8,970万円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するなど、手続を進めた結果、平成26年3月11日、本件申請を棄却するとの裁定 を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

### 公調委平成25年(セ)第10号

大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由

- 第1 当事者の求める裁定
  - 1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して8970万円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人ら 主文と同旨

### 第2 事案の概要

本件は、申請人が、その事業所付近で実施されている鉄道・道路の連続立体交差事業の工事振動等により、営業用の事務機器等に損傷や不具合が発生したと主張して、工事を施工した被申請人らに対し、共同不法行為に基づき、連帯して、合計8970万円の損害賠償を求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

### 38 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第11号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年5月2日、千葉県浦安市の住民3人から、マンション建築主2人、建築設計会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが行ったマンション建設工事により、周辺では地盤沈下が生じ、申請人ら建物は工事現場側に向かって傾き、床と壁の間に隙間が生じるなど、様々な被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1,481万1,881円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 39 沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第12号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年5月30日、静岡県沼津市の住民1人から、建築工事会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の操業する工場は、長期休暇・日曜以外、朝6時から深夜まで機械等を稼働させて騒音及び振動を発生させ、近隣の住民に被害を与えており、その騒音は騒音規制法等の基準値を超過しているため、自治会で話し合い、土日祝日は営業しないことや操業時間の短縮を求めたが改善は見られず、また、工場騒音を基準値以下に抑える覚書を取り交わしたものの、騒音は基準値以下にならず、申請人は、被申請人の発生させた騒音・振動により、精神的苦痛などを受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金5,040万円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 40 練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第13号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年6月14日、東京都練馬区の住民2人から、隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人宅の屋根の材質に問題があり、屋根から粉じんが散ってくるため、ベランダに洗濯もの等を干すことができず、窓を開くたび、くしゃみが出る等のアレルギーが申請人らに発生している。また、屋根が急勾配であるため、積雪があるたび、申請人ら宅のガラス窓に雪の塊が落ちてくることに恐怖を感じている。これらにより、申請人らは肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,200万円の支払を求めるものである。

なお、同年11月25日、雪の落下被害については、申請を取り下げる旨の申出があった(請求金額は800万円に縮減)。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を 開催するなど、手続を進めた結果、平成26年1月16日、本件申請を棄却するとの裁定 を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(セ)第13号

練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件

裁 定 (当事者の表示省略) 主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

- 第1 当事者の求める裁定
  - 1 申請人ら

被申請人は、申請人らに対し、各金400万円を支払え。

2 被申請人 主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、隣家の屋根材からの粉じんにより精神的苦痛を受けたと主張して、隣家の所有者である被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から、画面左側メニューの「係属事件一覧」 →一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

# 41 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

(平成25年 (ゲ) 第11号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。兵庫県姫路市のアスファルト等加工会社(原告)が設けている大阪府泉大津市所在の営業所の隣地で発生した、石油会社A(被告A)が設置していた送油ポンプからの油の漏洩、又は(及び)、石油会社B(被告B)が設置していた油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無について、原因裁定を求めるというものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成25年11月15日、原告所有地の土壌汚染と被告2社がそれぞれ起こした油の漏洩事故との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

# 42 湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件

(平成25年 (ゲ) 第12号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年7月17日、滋賀県湖南市の陸運会社から、鋳鉄等加工会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の倉庫の屋根がザラザラになり、屋根の内側のひさしの上部が著しくさび、またテントに穴が開いたのは、被申請人の工場から飛散する鉄粉によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成26年1月6日、被申請人の工場から飛散したものと倉庫の屋根等の被害との因果関係に関する専門的 事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

# 43 千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第17号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年7月18日、千葉県千葉市の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、近隣の電気機関車の車庫への入出庫時に発生する騒音及び振動によって、会話の聞き取り等に不自由を感じ、また、居住家屋に揺れ・きしみが生じ、精神的苦痛を受け、壁にひび割れが生じる等の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金461万円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 44 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第18号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年7月25日、千葉県木更津市の賃貸用建物家主4人から、飲食店経営者等5

人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らの店舗は、カラオケ騒音及び店舗外での客の騒擾等により、周辺住民に多大な迷惑をかけている。申請人Aは、店舗近隣の賃貸用建物の家主として不法行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けている。また、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けている。これを慰謝するため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1,500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 45 土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第19・25号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年7月26日、岐阜県土岐市の住民1人から、近隣住民(製陶工場経営者)を 相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の製陶工場内の機械から発生する音、振動により、頭痛、耳鳴り等を発症し、病院にてうつ状態と診断された。この治療費、防音のための家屋壁面補修費及び肉体的・精神的苦痛を慰謝するためとして、被申請人に対し、損害賠償金377万6,960円の支払を求めるものである。

その後、同年11月28日、同市の住民2人から、損害賠償金合計278万7,000円の支払を求める同内容の責任裁定申請があり(平成25年(セ)第25号事件)、同年12月9日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成25年11月5日、 騒音測定結果の分析・評価や騒音及び振動の心身への影響評価等に関する専門的事項 を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 46 横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第20号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年8月13日、神奈川県横浜市の住民1人から、横浜市及び近隣住民3人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成13年に被申請人横浜市が行った下水管工事 以降、申請人宅前道路が振動しており、申請人は、この振動により腰椎圧迫骨折を発 症したことに加え、家の補修金が発生したほか、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、 被申請人横浜市に対し、損害賠償金2,053万円の支払を求めるものである。また、被申 請人A及びBは、申請人宅裏側の土地内にある排水管を2世帯で使用しており、大量の水が流れるたびに申請人宅に振動を発生させている。さらに、被申請人Cは、C宅擁壁外側の排水管から夜遅くまで申請人宅前道路に振動を発生させるため、申請人は毎日深夜まで寝られず、頭痛等を発症している。以上により、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人A、B及びCに対し、それぞれ損害賠償金205万3,000円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、 平成25年9月20日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本事件 は終結した。

### 47 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第21号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年9月13日、神奈川県鎌倉市の住民2人から、ドッグスクール経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人ら宅の隣接地にドッグスクールを開校し、犬の鳴き声やトレーナーの大声による騒音及び悪臭を発生させている。この騒音により、申請人Aは不安、不眠、食欲低下等の健康被害を受け、申請人らは避難のための転居を余儀なくされ、また、ドッグスクールの存在による申請人ら宅の不動産価格の下落等の損害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,082万800円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 48 世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第22号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年10月18日、東京都世田谷区の住民2人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人両名が居住するアパートに隣接したガソリンスタンドの解体工事から発生した騒音・振動により、申請人Aは、不眠になり休業を余儀なくされ、申請人Bは、体調不良、不眠などの健康被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計311万7,661円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 49 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第23号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年10月21日、東京都台東区の宗教法人から、建設会社及び鉄道会社を相手方 (被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工したビル建設工事により、申請人の住所地に不同沈下が発生し、本堂玄関前の床コンクリートに亀裂、本堂に柱の傾き等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1,113万2,999円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 50 中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第24号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年10月28日、埼玉県越谷市の不動産会社から、建設会社及び不動産会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工した既存ビルの解体工事による振動、解体後の新築ビル基礎工事のための掘削工事及びその際の地下水くみ上げにより、申請人所有の賃貸ビルに沈下、傾斜等の被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金7,140万円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成26年1月14日、 建築構造学に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、 委託業者による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

# 51 高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(平成25年 (ゲ) 第13号事件)

# (1) 事件の概要

平成25年11月7日、滋賀県高島市の住民1人から、国(代表者国土交通大臣)を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅の土地の地盤が沈下し、建物の傾斜が発生したのは、被申請人が設置した散水融雪設備の稼働によるものである、との原因裁定を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 52 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第26号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、申請人Aに対し3,000万円、他13人に対しそれぞれ1,000万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 53 香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年1月7日、高知県高知市等の住民3人から、国(代表者国土交通大臣)及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人会社が施工した歩道工事に伴う振動により、申請人ら所有の家屋の壁・基礎等に亀裂が発生し、トイレも漏水して使用できなくなり、申請人Aは、仕事引退後、この家屋に移り住む予定だったが、できないでいる。公共事業の施工に伴う建物等の損傷であるので、定められた調査をするよう被申請人国に申し出たが、拒否されている。このため、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し4,000万円、他2人に対しそれぞれ1,000万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、高知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 54 静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第2号事件)

# (1) 事件の概要

平成26年1月14日、静岡県函南町の住民1人から、函南町を相手方(被申請人)と して責任裁定を求める申請があった。 申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が開催した各種イベントの際の開催告知を含む拡声器からの騒音により、睡眠を妨げられたほか、動悸の発生、持病の不整脈の悪化の不安が生じ、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金10万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

# 55 座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第3号事件)

# (1) 事件の概要

平成26年2月6日、神奈川県座間市の住民2人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場は、平日午前7時前頃から午後9時過ぎ頃まで、さらに、土曜、日曜、祭日も作業をし、工場内の機械から騒音、振動を発生させている。これにより、申請人らは、精神的・肉体的苦痛を受けており、また、騒音、振動対策のための防音フェンスや二重サッシの設置等の費用が必要であるとして、被申請人に対し、申請人Aに対し349万9,000円、申請人Bに対し100万円の損害賠償金の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 56 静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件

(平成26年(セ)第4号事件)

# (1) 事件の概要

平成26年3月26日、静岡県静岡市の住民1人から、静岡県を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の高校にある和太鼓部の活動で発生する騒音等により、申請人は、聴覚過敏症状等を発症し、精神的・肉体的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計100万円の支払を求めるものである。

# (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、速やかに裁定委員会を設け、手続を進める こととしている。